

釜石市立栗林小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題には、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「豊かな心と思いやりのある子」を育むことにより、いじめを生まない環境を築いていくとともに、全ての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのため、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるものである最も身近で深刻な人権侵害事案であり、いかなる理由があっても許させる行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動（あいさつ運動・縦割り班活動など）に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人もともにかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

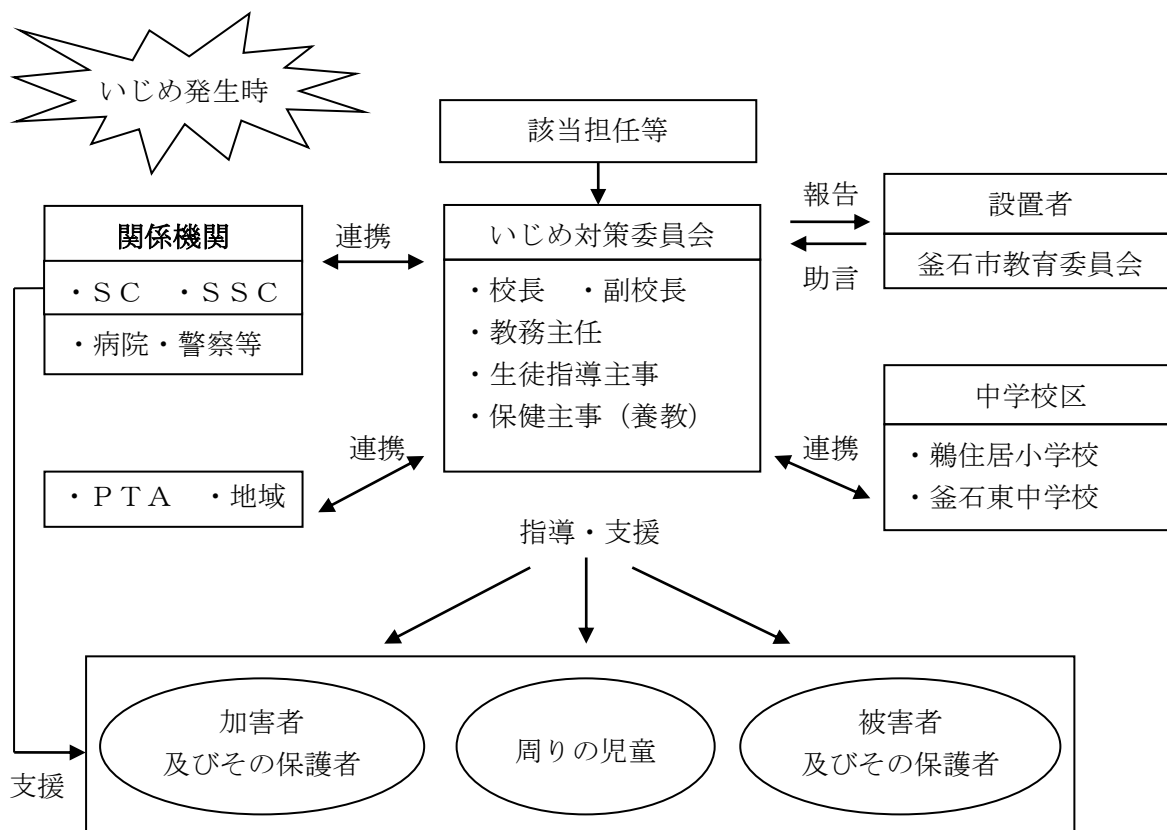
本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、生徒指導委員会の中に次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員・・・校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事（養護教諭）
- (2) 取り組み内容
 - ア いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
 - イ いじめにかかわる研修会の企画立案
 - ウ 未然防止、早期発見の取り組み
 - エ アンケート及び教育相談の実施と結果報告
 - オ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

学期に1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。また、毎月1回の職員会議の場で、情報交流を行うとともに、スクールカウンセラーの来校時（月1～2回）には、情報提供を行い、連携を図る。

(4) 組織図



4 児童の主体的な取り組み

好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取り組み

- (1) 児童会中心の「あいさつ運動」
- (2) 縦割り班による清掃や全校遊び
- (3) 栗小オリンピック など

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針について、校報で発信して広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) 11月の学習参観では、全学級が道徳の授業を公開する。
- (4) いじめ防止の取り組みについて、2学期の学習参観後の懇談会で保護者に話題を提供し、共に考える場を設ける。

6 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 (年2回 8月・11月)
- (2) いじめ問題の取り組みについてのチェックポイントによる自己診断
(年2回 8月・11月)

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、各種活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、スポーツの練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間やスポ少の指導者等と日頃から情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と情報交換を行い、日常的に連携を深める。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察の助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。

また、児童生徒や保護者がインターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為があることを理解し、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して必要な啓発活動を実施する。(携帯端末機器等のトラブルの相談窓口を設置し、周知させる。)

- (8) 下記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

2 いじめアンケート（生活アンケート）及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童、保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査（生活アンケート）年 2 回（5 月・10 月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年 2 回（7 月・12 月）
- (3) 児童との教育相談 年 2 回（6 月・11 月）

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を次の通りとする。

- 日常のいじめ相談（児童・保護者）・・・・・・・・・・全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または釜石警察署
- *釜石市教育相談窓口・・・・・・・・・・0193-22-8834(9時~15時30分)
- *24時間いじめ相談窓口（県教委）・・・・・・・・019-623-7830(24時間対応)

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応する。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害者本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ※ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、「解消している」状況に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、教職員全員が、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。
- (5) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめを止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。

- (8) 教育上必要があると認められるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
(2) 学級等の集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度をいき渡らせる。
(3) 全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネットを通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、釜石市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
(2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに釜石警察署に通報し、適切な援助を求める。
(3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォンが大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 【法第28条①】
(2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条②】

例えば、◇児童生徒が自殺を企図した場合
◇身体的に重大な障害を負った場合
◇金品等に重大な被害を被った場合
◇精神性の疾患を発症した場合
等

事案関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階であっても、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうか判断し、報告・調査に当たる。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（釜石市教育委員会）に報告する。
(2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者（釜石市教育委員会）の指導・支援のもと、以下のとおりに対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者（釜石市教育委員会）に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（釜石市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- (2) いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、多くの人々が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 中学校区の連携について

中学校区にある3校（本校・鶴住居小学校・釜石東中学校）間において、家庭への啓発活動の在り方を考えるなど、連携を密にする。